総合特区名	整理	提案事項名	提案事項の具体的内容				の提案どお	り総合特区で実施	実施 A-	協議】担当省庁の見解(3/9時点) ー2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 ない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	内閣府整理(コメント欄)	内閣府整理
	番号			提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時 スケジュ 期 ル		理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等	(4/3時点)	I ∼IV
札幌コンテンツ特区	474	係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化① ◆道路交通法の特例		撮影等映像制作に 係る規制緩和、許認 可権限の委譲および ワンストップ化① ◆道路交通法の特例 (撮影に係る含立 (高許可権可 基連権限の一の 新表と許可基準の 和)	ぎ 警察庁 交通規制 課	道路交通法第77条	D		- F.	実務者レベル打合せにおいて、道路使用許可申請に係る提案内容については、「Film Sapporo」が各ロケーションの受付窓口として警署に説明する際のポイン、着限点について、知見を共有したい。」となったものと認識しております。こうした即提案であれば、警察庁としても積極的に支援できる内容であると考えています。		d	現行制度で対応可能とのご回答をいただきましたが、実際の道路使用許可に当たって、窓口によって異なる見解や指示がなされるなど、必ずしも許可申請の審査基準が明確とはいいがたく、また映像制作事業者の要望に即時に対応できるほど許可干続が迅速化されてはいません。このため、現行制度と許認可を受ける側の認識とのすり合わせが必要と思われます。 ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る道路使用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	基準の策定、迅速な許可処分を行う ための運用方針及びロケーションに 係る各種許可申請書の共通化等の 協議事項について、札幌市より具体 的な事例や弊害を示した上で、詳細	II
札幌コンテンツ 特区	475	撮影等映像制作に 係る規制緩和、許認 可権限の委譲および ワンストップ化② ◆国有財産法の特 (撮影に係可権国限の 産のを の 後期に終する の 緩和の の 緩和の の 後 類の の 後 り の の 後 り の を り の り の り の り り の り の り の り の り の		撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲(2) ◆国有財産法の特例(撮影に係る国有財産中部等はのの緩和)	財務省 国有財産 調整課	国有財産法 第5条、第18条	D		度の益う要で機	国有財産の使用許可については、法律上、その本来の目的や用途を妨げない限度において認められているものであり、その判断については国の事務、事業に支障の生じるおそれがないか、財産の管理上支障が生じる恐れがないか、公共性、公益性に反しないか等を考慮して行っている。これらの基準は国有財産の本来の目的や用途を妨げない限度を判断する上で必要最小限ののであり、また、これらの判断については当該財産の現状等を把促している管理機関が行うことが不可欠であるが、札幌市が申請者の代わりに各管理機関に事前相談等を行うことは現行制度でも可能であり、これにより札幌市の提案的趣旨である申請者の手続き負担の軽減が実現できると考える。	j.	d	現行制度で対応可能とのご回答をいただきましたが、各国有財産の使用許可申請を円滑に行い、申請に係る負担を軽減するためには、各国有財産の管理機関においては、許可申請の審査基準や許可申請書の共通化等について足並みをそろえていただく必要があり、こうした事項について各施設管理者と円滑に協議を行うためには、財務省の適切な関与が不可欠と考えております。 ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る国有財産使用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	別具体的な調整を行う必要。各国有 財産管理機関の対応を統一するた めには財務での適切な関与が必要。 なお、申請書の共通化については、 引き続き、関係省庁を交えて協議す	
札幌コンテンツ特区	476	◆河川法の特例	<河川占用等許可基準見直し> 撮影規模と財産管理上の影響を踏まえ、許可申請 手続きの基準を以下のとおりとする。 ①工作物無10人以下の撮影: 届出・許可申請不要、無償 ②工作物無11~30人以下の撮影: ・札幌市長への届出 ・料網市長は、屋出がなったまた関係を序		国土保全 局水政課・	河川法第23条·第24条·第25条·第25条			手事 〇こ :効を等的 し こ	D「許認可までに時間を要する」との認識について 映画のロケ等の一時的な占用の場合には、河川管理者への届け出等、通常の 手続きよりも簡便な方法によって、処理期間を短縮することも可能なので、現場の 事務所等に相談頂きたい。 D許認可手続きについて規制緩和、権限委譲により札幌市長が一元的に取り扱う とができるようにする」との提案について 北海道開発局や札幌市等が中心となって受付窓口を一元化すれば、申請手続が が出たする可能性はあると思われるが、申請内容の審査については、河川の知見 を有し、河川管理の情報等に精通していて、他の利害関係人や河川工事の調整 等、現場の実態を知悉している河川管理者が担うべきであり、また、その方が効率 別と考える。 上記の受付窓口の一元化・効率化については、必要な場合には、積極的に協力 てまいりたい。 これらのことは、実務者レベル打ち合わせにおいても説明し、提案者側からも、河 川関係で特に支障になっている事例はないとお聞きしたところ。	ς.	d	現行制度で対応可能とのご回答について、北海道開発局や札幌市等が中心となって受付窓口を一元化すれば、申請手続が効率化する可能性はあると思われるとのご回答もいただいており、許可申請に係る負担を軽減し、映像制作事業者の要望に即時に対応できるような、申請手続の効率化の検討についてご協力いただきたいと考えます。今後北海道開発局と札幌市等が円滑に協議を行っていくにあたっては、国土交通省本省にも適切にご関与いただく必要があると考えております。 ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る河川占用・工作物設置許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の筬議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	設置許可の基準の策定、迅速な許可 処分を行うための運用方針及びロ ケーションに係る各種許可申請書の 共通化等の協議事項について札幌 市より具体的な事例や弊害を示した で、詳細かつ個別具体的な協議が 必要。	可 D II :

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理	提案事項名	事務レベル協議を		(A−1∶指定自治体 D	国と地方の協議【再書面協議】担当省庁の見解(5/9時点) なの提案どおり総合特区で実施 Aー2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	省庁の	内閣府再整理(コメント欄)	内閣府 再整理
492,722	番号		実施した もの	対応	実施時期スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等	最新見解	(6∕1時点)	ĭ ∼īv
札幌コンテンツ特区	474	撮影等映像制作に 係る規制緩和、許認 可権限の委譲および ワンストップ化① ◆道路交通法の特 (撮影路(高道路(高速) (撮影路(高さい)使用譲 連可権限の一級報報) 計可基準の緩和)	5	D		実務者レベル打合せ(5月18日)において、改めて現行制度で対応することを確認したところです。今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めていただきたい。	а	5月18日の実務者レベル協議を踏まえ、今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めてまいりたいを考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴省にご協議させていただきたいのでよろしくお願いいたします。	D	指定自治体は、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と協議すること。警察庁は必要に応じて協議に協力すること。	П
札幌コンテンツ特区	475	撮影等映像制作に 係る規制緩和、許認 可権限の委談と でリンストップ化② ◆国有財産法の特 (撮影に係る種内財 産使用無調と許可基準 の緩和)		D		国有財産の使用許可に関しては「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」において、使用許可ができる場合の基準や使用許可申請書、使用許可書の書式等が示されているが、それについて周知 徹底するなどを内容とする事務連絡を発出する方向で、今後、札幌市と調整・検討を行うこととしたい。	а	国有財産の使用許可に係る基準等について周知徹底いただけますことを深、感謝いたします。今後、周知に係る文案等の調整につきましてようしくお願いいたします。また、国有財産の使用基準について各施設管理者と札幌市との間に疑義が生じた場合には適切なるご対応をよろしくお願いいたします。	D	財務省が発出することとしている国有財産の使用に係る基準等の周知徹底等に係る事務連絡の文案については、早期に財務省定自治体において調整すること。指定自治体が国有財産の使用に係る調整を各施設管理者と行う際は、財務省は必要に応じて協力すること。	П
札幌コンテンツ特区	476	撮影等映像制作に 係る規制緩和、許認 可権限の委譲および ワンストップ化③ ◆河川法の特例 (撮影に係る河川占係 る所可権限の一部 委譲と許可基準の 報		D		平成24年4月19日開催の実務者レベル打ち合わせにおいて札幌市が要望していた内容は、個別の占用許可申請に際して事前相談を行うだけでなく、映画ロケに際して円滑な占用許可が得られるよう。許可が必要となる物件及び場合、撮影の実情に応じた許可申請の仕方、手続の効率化、河川の現在の状況の把握、連絡体制の整備等について一般的に河川管理者と協議し、河川占用に関する知見の事例を蓄積したいとのことであった。これについては、北海道開発局と札幌市が、平素から提案内容の詳細について協議・調整するとともに、個別具体の占用協議等の事例を蓄積することで対応可能である。なお、上記協議・調整において確認されたい事項等があれば、本省においても必要に応じ、北海道開発局から相談を受けることも可能である。		4月19日の実務者レベル協議を踏まえ、現在、北海道開発局の担当部署と河川占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けたの協議を開始したところであり、今後、運用等の摺り合わせを行い、許可基準の文書化や手続の迅速化などについて、今秋までに一定の結論を得たいと考えております。なお、本協議・調整に係る確認事項等につきましては、貴省におかれましても適切なるご対応をよろしくお願いいたします。	D	指定自治体は、撮影に係る河川占用等に 係る許可基準の文書化や手続の迅速化等 について、今秋に一定の結論を得ることを 目標に、北海道開発局と個別具体的安協 議を行うこと。国土を通省本省は必要に応 じて協議に協力すること。	П

総合特区名	整理 提案事項名	提案事項の具体的内容				の提案どおり	総合特区で実施	・面協議】担当省庁の見解(3/9時点) A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 むしない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	内閣府整理(コメント欄)	内閣府 整理
WOLL IN EACH	番号	ルネナスグスではいい	提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応実	施時 スケジュー ル	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応理由等	(4/3時点)	I ~IV
札幌コンテンツ 特区	撮影等映像制作に係る規制緩和およ ワンストップ化① ◆出入国管理法の特例 (外国からの撮影/ ルーの査証取得、留資格要件の緩和	び 史新学校の様相/> ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長) を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定	(外国からの撮影グルーの査証取得、在 留資格要件の緩和)	法務省入 国管理企 画官室	出入国及び難民認定法	Z		実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では検 計困難であることから、御回答いただいてから検討することとしたい。 〇「興行」のうち同等報酬要件の緩和を希望していると理解しているが、同等報酬 要件が障害となって外国人が入国できなかった事例が何件あるのか、具体的にど のような事業であったのかお示しいただきたい。 〇同等報酬要件を緩和する場合、どの程度の額の報酬であればよいのか、お示し いただきたい。 〇同等報酬要件を引き下げた場合、我が国での生活、帰国費用をどのように確保 するのか		外国の映像製作会社に雇用されて本邦内で映像撮影を行う者の在留資格について出先機関に照会したところ、当該在留資格は「短期滞在」ではないかとのご回答を頂きました。また、「興行」の在留資格に付された賃金要件を外国の映像製作会社に雇用されて本邦内で映像撮影を行う者についてどのように評価するのかについては、上述の通り出先機関から知見が得られなかったことから、当該評価基準についてご教示願います。また、映像制作に係る外国からの労働者は外国企業から日本での生活費や帰国費を含めて賃金が支払われるのが通例です。 本提案では、その当該人物の身元確認や本邦内での活動内容、滞在条件等に関してFim Sapporoとリエゾンオフィサーが責任を持つことを提案をしており、その条件において「興行の在留許可証を遅滞無く発行していただけるのであればそのようにお願いいたします。 従来、整理番号478の「行政書士法の特例」で要望しておりました在留資格認定証明書の交付申請手続の代理に関する規制緩和につきましては、出入国管理及び難民認定法第7条の2第2項に基づき、同施行規則第6条の2第4項及び別表第4で定める代理人としてリエゾンオフィサーを認める特例の設置をお願いいたします。本件につきましては、正規の手続きを踏んで申請書の記載を修正することとし、責省にご検討いただければと存じます。(総務省にも引き続き検討を依頼しております。) また、以上の提案については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	ロケーションに係る在留資格については、法務省の主張と地方入国管理局の運用に齟齬がある。事実確認を行った上で、札幌市の提案を受けるの円滑な外国人映像撮影者の受け入れが実現可能か、引き続き協議する必要がある。	Ē Ⅲ
札幌コンテンツ特区	クンストッフ化① 477 ◆出入国管理法の特例 (外国からの撮影/	び 史新学校の様相/>・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。	◆出入国管理法の 特例 (外国からの撮影ク ルーの査証取得。在	厚生 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年	出入国及び難民認定法	z		自治体は出入国管理法の特例(外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)を提案しているが、実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では提案について検討困難であることから、自治体からの御回答をいただきたい。 〇「興行」のうち同等報酬要件の緩和を希望していると理解しているが、同等報酬要件が障害となって外国人が入国できなかった事例が何件あるのか、具体的にどのような事案であったのかお示しいただきたい。 〇同等報酬要件を緩和する場合、どの程度の額の報酬であればよいのか、お示しいただきたい。 ○同等報酬要件を引き下げた場合、日本での生活費、帰国費用をどのように確保するのか、お示しいただきたい。		映像制作に係る外国からの労働者は外国企業から日本での生活費や帰国費を含めて賃金が支払われるのが通例であり、日本人の雇用を圧迫せず、むしろこれいった撮影の受入によって映像産業をはじめ宿泊や飲食など国内の労働需要、ビジネス需要が喚起されることになり、労働需給の観点からすれば歓迎されるものと考えます。 本件については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	厚生労働省は必要があれば対応。	ш
札幌コンテンツ特区	ワンストップ化② ◆行政書士法の特例 (外国からの撮影/) ルーの査証取得申請、、撮影許可申請	パークに対土十谷枚の経和ト	撮影等映像制作に 係る規制緩和および ワンストップ化② ◆行政書士法の特例 (外国からの撮影クルーの査証が可申請、、撮影許可申請 手続等の代行資格 の緩和)	総務省自	行政書士法第1条の2	: E		札幌市は、実務者レベル打ち合わせの場にて、①特例により有償ガイドが作成することができる書類の範囲は、撮影に関係する8種類程度の申請書等に限定すること、②申請書様式が共通様式に統一されることを前提としていること、③有償ガイドの専門性を担保するための研修の内容については検討中としている。しかし、行政書士の業務は官公署に提出する書類の作成など、依頼者の権利義務に深で関係することから、国家資格として業務独占となっているところであり、一定の研修を受けた者が国家資格である行政書士と同様の業務を行うことを認めるべきではないと考える。必要があれば、撮影者又は撮影に同行している有償ガイドが、有資格者である行政書士に書類の作成、提出手続を依頼することにより対応可能と考える。		ご回答の後段につきまして、今回要望している内容は、官公署に提出する書類の作成に係るものであると理解しております。また、依頼者である映像制作事業者の利益を守るために必要な取組は行ってまいります。総合特別区域法令において規制の特例を措置する場合には、必要な担保措置についても併せて規定するものと伺っており、依頼者の利金を保護するために必要な担保措置についても併せて規定するものと伺っており、依頼者の利金を保護するために必要な担保措置を制定していただくことが可能と考えております。また、同法第19条によれば、行政書士が行う業務独占の適用除外規定があるものと考えており、このような考え方を本件にも適用していただきたくご検討をお願いかたします。実務者協議の場でご説明したとおり、申請書に添付するためのロケ現場図面や機材配置場所などの書類作成は、現在も行政書士は手掛けていないと思われ、ロケ現場に基地でないと考えられます。行政書士に依頼した場合、こうした書類の作成についてはリエゾンオフィサーが作成できるのかが問題となります。本提案と関連する事項として、ロケーションに係る各省所管の許認可申請書を共通化することを新規事項として提案することとしており、申請書の非成について行政書士以外の者であるリエゾンオフィサーが行うことについてご検討書の作成について行政書土以外の者であるリエゾンオフィサーが行うことについてご検討書のに、規影行為に係る道路使用許可申請書、道路占用許可申請書、特殊車両通行許可申請書、国有財産の使用許可申請書、河川占用及び工作物設置許可申請書、港湾使用部項申請書、高の譲、銀影に係る火外薬の譲受、輸入、消費、廃棄に係る申請書、布成り用でありまか、接続に係る火外業の譲受、輸入、消費、廃棄に係る申請書、統の代行につきましては、出入国管理及び難民認定法の関係でもあるとのご指摘を踏まえ、本件については行政書士法及び出入国管理及び難民認定法の関係でもあるとのご指摘を踏まえ、本件については行政書と法及び出入国管理及び難民認定法の関係でもあるとのご指摘を踏まえ、本件については行政書を訴さていたとまっ、責省におかれましては行政書上法所管の観点から許容性については子政者を修正いたします。責省におかれましては行政書上法所管の観点から許容性について引き続きご検討をお願いかとします。(法務省にも検討を依頼しております。) また、以上のご提案については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	のの吹塚前下事業者の外温を不成するための担保措置が想定し得ないのか検討する必要。 また、総務省による必要があれば有資格者である行政書士に書類の作成、提出手続きを依頼するとにより対方応可能との指摘に対しては、札幌市より、ロケ現場に精通に対しては、札幌市より、ロケ現場に精通を多り、	ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш ш
札幌コンテンツ 特区	係る許認可権限の 委譲およびワンス トップ化① ◆道路法の特例 (撮影に係る道路。		撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンス トップ化①	省道路局 路政課道 路利用調 整室	道路法第32条及び第 33条	E D		道路占用許可権限の委譲はできないが、実務者レベル打ち合わせにおいて札幌 市が要望していた内容は、占用許可を円滑に取得することであったが、道路管理者 と希望者とが事前に道路の構造又は交通への支障の有無について調整しておくこ とで対応可能である。	Ť	現行制度で対応可能とのご回答をいただきましたが、実際の撮影許認可の現場では、窓口によって異なる見解や指示がなされるなど、必ずしも許可申請の審査基準が明確とはいいがたく、また映像制作事業者の要望に即時に対応できるほど許可手続が迅速化されてはいません。このため、現行制度と許認可を受ける側の認識とのすり合わせが必要と思われます。 d ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る道路占用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る着種計可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	ロケーションに係る道路占用許可の 基準の策定、迅速な許可処分を行う ための運用方針及びロケーションに 係る各種許可申請書の共通化等の 協議事項について、札幌市より具体 的な事例や弊害を示した上で、詳細	II

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	総合特区名 整理 提案事項名		事務レベル協議を			国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) 『の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 :現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)	[回と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	省庁の	内閣府再整理(コメント欄)	内閣府 再整理
1001700	番号	ies 7 % i	実施したもの	対応	実施時期 スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等	最新見解	(6/1時点)	ĭ ∼īV
札幌コンテンツ特区	477	撮影等映像制作に 係る規制緩和および ワンストップ化① ◆出入国管理法の 特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在 留資格要件の緩和)		F		札幌市の提案が 〇外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留の実態等を踏まえ明確化すること 〇特に、外国のロケ隊が本邦内で活動する際には必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが選挙であり、在留審査に当たってはこうした手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	а	貴省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準についての整理に資する情報提供を今後も実施するとともに、リエゾン・オフィサーが外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度を構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的なご協議のほどよろしくお願いたします。	F	札幌市は法務省に対して外国のロケ隊の 在留状況等の情報提供を引き続き行い、 法務省は外国のロケ隊が入国する際の在 留資格及びその審査基準について整理す ること。札幌市は、法務省から提示された 内容を踏まえ、外国のロケ隊の円滑な受け 入れが可能であるか再度検討を行うこと。	П
札幌コンテンツ 特区	477	撮影等映像制作に 係る規制緩和および ワンストップ化① ◆出入国管理法の 特例 (外国からの撮影ク ルーの査証取得、在 留資格要件の緩和)		F		札幌市の提案が 〇外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留 の実態等を踏まえ明確化すること 〇特に、外国のロケ隊が本邦内で活動する際には必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが通常であり、在留審査に当たってはこうした特別の手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	а	法務省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準についての整理に資する情報提供を今後も実施するともに、リエゾン・オフィサーが外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度を構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的なご協議のほどよろしくお願いいたします。	F	厚生労働省は、札幌市と法務省が行う協 議に必要に応じて協力すること。	П
札幌コンテンツ特区	478	撮影等映像制作に係る規制緩和およびワンストップ化② ◆行政書士法の特例(外国からの撮影り中間が、撮影が可申請手続等の代行資格の緩和)		E		札幌市は、実務者レベル打ち合わせの場にて、①特例によりリエゾン・オフィサー(有償ガイド)が作成することができる書類の範囲は、撮影に関係するる種類程度の申請書等に限定すること、②申請書様式が共通様式に統一されることを前提としていること、③リエゾン・オフィサー(有償ガイド)の専門性を担保するための研修の内容にしいては検討中としている。しかし、行政書士の業務は官公署に提出する書類の作成や権利義務に関する書類の作成など、依頼者の権利義務に深く関係することから、国家資格として業務独占となっているところであり、一定の研修を受けた者が国家資格である行政書土と同様の業務を行うことを認めるべきではないと考える。また、未提案については、行政書士法の特例を設けることによる、手続きに要する時間の短縮効果が明らかでない。申請書様式の統一化が図られれば、撮影者又は撮影に同行しているリエゾン・オフィサー(有償ガイド)が、有資格者である行政書士と緊密に連携することによって、書類の作成、提出手続に要する時間の短縮化を実現することは可能と考えられ、あえて特例を設けなくても、提案の趣旨は達成できるものと考えられる。	c	・国家資格として業務独占となっており、一定の研修を受けた者が行政書士と同様の業務を行うことを認めるべきではないとのご見解につきましては、行政書士法第19条に、業務独占の適用除外規定があるものと考えており、このような考え方を本件にも適用していただきたくご検討をお願いいたします。また、依頼者の権利義務に十分配慮のうえ、同業務を行うために必要な研修カリキュラムについては、地元行政書士の知見をいただきながら構築したいと考えております。 ・撮影に係る道路使用許可、占用許可等の手続きについては行政書士が持ち合わせていない知見をリエゾンオフィサーが有しており、これら申請書類の作成において行政書士を介する場合、リエゾンオフィサーから行政書士への状況説明、行政書士作成書類の確認・修正等の作業が加わり、リエゾンオフィサーから行政書士への状況説明、行政書士作成書類の確認・修正等の作業が加わり、リエゾンオフィナーが直接申請を行う場合に比して時間を要することとなり、時間短縮に逆行するものと考えます。 ・リエゾンオフィナーが行うことができる撮影許認可に係る申請代理業務の特例については、札幌コンテンツ特区の区域の範囲内において、礼根市と地元行政書士会が合意のできた対象業務に限定して取り扱うことで推進させていただきたいと考えております。今後、具体的な特例指置の決定内容について、地元行政書士会にご了解をいただけることを前提に協議を進めてまいりますので、貴省におかれましても本特例の実現に向けたご協力をお願いいたします。 ・なお、本特区における行政書士法の特例に係る対象業務としては、撮影に関する「道路使用許可」、「道路占用許可」、「河川占用及び工撮影に関する「道路使用許可」、「道方財産使用許可」、「河上の東鎮使用許可」、「河上の東鎮使用許可」、「河上の東鎮使用許可」、「河上の東鎮使用許可」、「河上の東鎮使用許可」、「道方財産使用許可」、「国立公園使用許可」、「直立公園使用許可」、「直立台然公園使用許可」、「国立公園使用許可」、「直立台然公園使用許可」、「直立公園使用許可」、「「国立公園使用許可」、「直立公園使用許可」、「「直立公園使用許可」、「直立公園使用許可」、「直立公園使用許可」、「直立会」では、「「「「「」」では、「「「「」」では、「「「」」では、「」では、「	E	札幌市は北海道行政書士会との調整を継続し、合意が得られた段階で総務省と協議を再開すること。札幌市市は総務省は指摘事項に対して適切に回答しており、総務省は 札幌市の回答を踏まえて誠実に対応すること。	Ш
札幌コンテンツ特区	479	撮影等映像制作に係る許認可権限の委譲およびワンストップ化① ◆道路法の特例(撮影に係る道路占用許可権限の一部 委譲)		D		平成24年4月18日開催の実務者レベル打ち合わせにおいて札幌市が要望していた内容は、個別の占用許可申請に際して事前相談を行うだけでなく、映画ロケに際して円滑な占用許可が得られるよう、許可が必要となる物件及び場合、撮影の実情に応じた許可申請の仕方等について一般的に道路管理者と協議し、道路占用に関する知見を蓄積したいとのことであった。これについては、札幌市内の直轄国道を管理する北海道開発局と平素から協議・調整して、ノウハウを蓄積することで対応可能である。また、道路管理者との間で文書化するなどにより、占用許可申請に係るノウハウを札幌市と映像作成会社との間で共有できるようにすることも可能である。なお、提案事項名に記載の「撮影に係る道路占用許可権限の一部移譲」については対応できないが、自治体側も要望していないと認識している。	а	4月18日の実務者レベル協議を踏まえ、現在、北海道開発局の担当部署と道路占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けたの協議を開始したところであり、今後、運用等の摺り合わせを行い、許可基準の文書化や手続の迅速化などについて、今秋までに一定の結論を得たいと考えております。なお、本協議・調整に係る確認事項等につきましては、貴省におかれましても適切なるご対応をよろしくお願いいたします。また、「撮影に係る道路占用許可権限の一部移譲」については、上記の協議が調えば不要と考えております。	D	指定自治体は、撮影に係る道路占用に係る許可基準の文書化や手続の迅速化等について、今秋に一定の結論を得ることを目標に、北海道開発局と個別具体的な協議を行うこと。国土交通省本省は必要に応じて協議に協力すること。	П

総合特区名	総合特区名 整理 番号 提案事:		提案事項の具体的内容		国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施、A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)							国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	内閣府整理(コメント欄)	内閣府 整理
***************************************	番号	ICAT X I	EXT XXX X HIST TO	提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時 スケジュ- 期 ル	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など ※	※対応の但し書き 対	讨応	理由等	(4/3時点)	I ∼IV
札幌コンテンツ特区	480	係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化② ◆道路法の特例	く特殊車両通行許可手続きの一部委譲> 撮影のための特殊車両通行許可申請において、札幌市長以外の道路管理者が行う審査手続を札幌市長に委譲経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を道路管理者が値ちに許可を行う。(札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などのの民間委託を可とする。※71人以上の撮影の場合は以下による。・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を各道路管理者は直ちに許可する。	L 撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化② ◆道路法の特例 (撮影に孫る特殊車 両通子権限の一部委譲)	当 当 道路 道路 管理課	道路法第47条の2	D		自治体が提案する特殊車両通行許可申請の窓口の一元化について、実務者レベル打合せにおいてご説明したとおり、道路法第47条の2第2項により、道路管理者を異にする2以上の道路に係る特殊車両通行許可申請については窓口の一元化が規定されており、申請経路に札幌市道を含む場合は札幌市の道路管理者が一元的に申請窓口となることができ、現行の法令で実施可能。		d	現行制度で対応可能とのご回答をいただきましたが、実際の特殊車両通行許可に当たっては、道路管理者によって異なる見解や指示がなされるなど、必ずしも道路管理者間で運用が統一されているとは言い難い状況です。場合によっては、各道路管理者に念のため許可申請を行うよう指示されることもございます。このため、ロケーションに係る特殊車両通行許可については、許可申請の審査基準や迅速な許可処分を行うための運用方針の策定により、さらに統一的な運用を徹底することが必要と考えております。 ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る特殊車両通行許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会会会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	ロケーションに係る特殊車両通行許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針等の協議事項について、札幌市より具体的な事例や弊害を示した上で、詳細かつ個別具体的な協議が必要。	п
札幌コンテンツ 特区	481	撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の 特例 (撮影に係る火薬類 使用無許可権限の一部委譲、消費に係る 許可要件の緩和)	ツカ根末目の窓木業政は ロケュ ご さ しみ	撮影等映像制作に る許認可権限の 委譲およびワンストップ化③ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	省原子力 安全·保安 院保安課	火薬類取締法第17条 第1項第19条第1項 第2項第3項第24条 第1項、第25条等1項、 第26条、第27条第1 項、第30条第2項	D		北海道から札幌市への権限委譲については、現行法においても対応できるため、自治体間で調整の上、委譲していただきたい。		d	ご指摘いただいた安全性確保の方法については、札幌市内の市外化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、当該エリアでの火薬消費については、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離などの安全性に留意しつ実施することを念頭に、詳細を今後検討させていただきたいと思います。その際、貴省が有する火薬消費基準に関する知見を共有させていただければ幸いです。また、円滑な許可手続きの実現に関しては、都道府県知事が公安委員会に意見聴取しなければならない制度のため、現状申請受理から許可までに2~3週間を要しており、例え権限が市町村に委譲されても、公安委員会への意見聴取が同様に必要ということであれば、本件に関する迅速な対応は困難となります。よって上記に関し、安全性確保の観点、また許可手続きに関して、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせていただきたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	権限の委譲については、札幌市は北 海道と協議が必要。	п
札幌コンテンツ 特区	481	撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の 特例 (撮影に係る火薬類 使用許可権限の一 部委譲、消費に係る 許可要件の緩和)	9 句。	最 撮影等映像制作に な許認可権限の 委譲およびワンストップ化③	省原子力 安全·保安 院保安課	火薬類取締法第17条 第1項第19条第1項 第2項第3項第24条 第1項、第25条第1項、 第26条、第27条第1 項、第30条第2項	c		自治体が提案する火薬類の消費に係る許可の緩和とは、決められた区域内において、研修を受けた有償ガイドや消防署員が立ち会うこと等による火薬類の無許可消費数量の引き上げであった。 しかし、決められた区域内であっても、民家や一般市民だけでなく、現場で火薬類を取り扱う者の安全を確保することは必要であり、かつ、火薬類の取扱いに係る技術レベル等が不明である有償ガイドや消防署員が立ち会うことにより安全が確保できるとする根拠が不明である。このため本提案については、現行の火薬類取締法が適切に執行されるという前提の下、北海道から札幌市へ火薬類の消費許可に係る権限委譲を行った上で、円滑に許可手続きが進められるような方法を市において検討していただきたい。なお、実務者打ち合わせの場においても、本提案は安全性を確保する方法が明確でないため、再度検討する必要があることが確認されたところ。		d	ご指摘いただいた安全性確保の方法については、札幌市内の市外化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、当該エリアでの火薬消費については、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離などの安全性に留意しつ実施することを念頭に、詳細を今後検討させていただきたいと思います。その際、貴省が有する火薬消費基準に関する知見を共有させていただければ幸いです。また、円滑な許可手続きの実現に関しては、都道府県知事が公安委員会に意見聴取しなければならない制度のため、現状申請受理から許可までに2~3週間を要しており、例え権限が市町村に委譲されても、公安委員会への意見聴取が同様に必要ということであれば、本件に関する迅速な対応は困難となります。よって上記に関し、安全性確保の観点、また許可手続きに関して、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせていただきたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	火薬の消費の許可手続の円滑化については、札幌市は、火薬の使用に係る全確保について精査し、北海道及び北海道公女委員会と協議。当該協議にあたっては、制度を所管する経済産業省の適切な関与が必要。	п
札幌コンテンツ 特区	481	(撮影に係る火薬類 使用許可権限の一	<火薬類使用許可手続きの一部委譲> ・撮影のための火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄計可申請において都追府県知事が行う審査手通過 札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過 幌市長の審査を結果報告から1日以内) ・消費について、特別に隔離され、消火環境が整った特定の勝所での許可申請については、要件の緩和若しくは届出制への移行を提案する。 ・撮影のための火薬類の運搬に係る都道府県公安委員会への届出は、札幌市長に行い、札幌市長が火薬類取締法第19条に基づき、運搬証明書を交付する。 ・ 礼幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ・ ※ 71人以上の撮影の場合は以下による。 ・ 礼幌市長、許審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を都道府県知事は直ちに許可する。	撮影等映像制作に 係る許認可権限の を譲およびワンストップ化③	警察庁保安課	火薬類取締法第19条	E	-	当庁の意見に対する札幌市からの回答によれば、火薬類の運搬に係る口ケ誘致の一元窓口である「Film Sapporo」が運搬計画の策定及び運搬開始前の事故防止措置に関する「審査」を行うとのことである。 一方、火薬類の運搬に関する届出先については、昭和35年の火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)の一部改正により、都道府県知事から都道府県公安委員会へ移った経緯があるが、その趣旨は、火薬類による事故が頻発していた情勢に鑑み、警察が、運搬の方法、火薬類の積載方法や道路における祭礼等により雑踏が発生するおそれがある場合にその付近の道路を通行して火薬類を運搬が開始される前の段階で、火薬類による交適上の支障等を考慮し、実際に運搬が開始される前の段階で、火薬類による災害の防止等のために必要な指示を行い、当該指示の内容を記載した連搬証明書を交付することにより火薬類の連搬に係る災害の防止及び公共の安全を維持することにある。したがって、火薬類による災害の防止及び公共の安全を維持することにある。したがって、火薬類による災害の防止及び公共の安全を維持のために必要な情報(祭礼等による雑踏の運搬に係る災害の防止及び公共の安全を維持のために必要な情報(祭礼等による雑踏の運搬に係るの防止及び公共の安全の維持のために必要な指報に係る必要な指示を行う権限を委譲するととも検討され得るが、このような能力や知見は、客軸警察が有していることは当然である一方で、これまでの札幌市の御説明では、札幌市ないし「Film Sapporo」」に運搬証明書を付や運搬に係る必要な指示をが有していることは当然である一方で、これまでの札幌市の御説明では、札幌市ないし「Film Sapporo」がこのような能力や知見を有していることが担保されていることは明らかになっておらず、よって、権限を委譲することは困難である。また、法第45条の2は、火薬類による災害の発生を防止するためには、警察官が火薬類を運搬が開始される前の段階で届出の内容を把握しているかとうかの検査等を行うことができる旨を規定しているところ、これらの権限を十全に行使するためには、警察が運搬が開始される前の段階で届出の内容を把握しておくことが必要となる。以上のような問題点を整定としては、管察から災害の防止に必要な関係情報を収集し、火薬類による災害の防止等のため必要な指示を行うとするものが想定され得る。しかし、市と警察との連絡のため、現在の交付手続よりも信間に合わず、届出財限を二日前あるいは三日前までに延ばす等の措置が必要となり、かえつて申請者の利便性に反し、代替案としては現実的ではないと考えられる。		а	火薬運搬に関しては、先日の実務者協議や左記のご意見により、警察が情報を的確に把握し、災害の防止や公共の安全に努めている旨、また既に迅速なるご対応をいただいている旨ご教示いただきましたので、現行制度を変更いただかなくとも結構でございます。なお、礼幌コンテンツ特区では、撮影計認可に窓ロー元化を標榜しており、今後、届出が必要な火薬類の運搬案件につきまして、Film Sapporoに相談がなされることが多くあろうかと思われます。 その際には、日頃の情報交換や事前のご確認、また場合によっては消防車の帯同などにより特段のご高配をいただけますと幸いでございます。		I

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理	提家事項名	提案事項名			国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) の提案どおり総合特区で実施 Aー2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)		』と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	省庁の	内閣府再整理(コメント欄)	内閣府 再整理
WO 1 14 E- 1	番号	泛木子只有		対応	実施時期 スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等	最新見解	(6/1時点)	I~IV
札幌コンテンツ 特区	480	撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化② ◆道路法の特例 (撮影に係る特殊車 両通行許可権限の 一部委譲)		D		道路法第47条の2第2項により、道路管理者を異にする2以上の道路に係る特殊車両通行許可申請については窓口の一元化が規定されている。したがって、自治体が提案する特殊車両通行許可申請の窓口の一元化について、申請経路に札幌市道を含む場合は札幌市の道路管理者が一元的に申請窓口となることができ、現行の法令で実施可能。また、迅速な許可処分のためには、許可限度を算定するための情報を収録した道路情報便覧を活用すれば良いと考える。	a	4月18日の実務者レベル協議により、現行制度においても申請経路の選択や申請期間に一定程度の幅をもつことで、映像制作に係る特殊車両通行の問題が解消できることが理解できましたので、本件につきましては協議を終了させていただきたいと考えます。	D	指定自治体の要望は実現可能となったため、協議終了。	I
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の 特例 (撮影に係る火薬類 使用許可、消費に係る 許可要件の緩和)		D		北海道から札幌市への権限委譲については、現行法においても対応できるため、自治体間で調整の上、委譲し ていただきたい。	d	札幌コンテンツ特区における提案は、特区ならではの特別な映像の撮影環境を提供することで、国内外の映像制作案件の誘致を促進し、地域経済の活性化を図るものです。 ご指摘いただいたとおり、都道府県公安委員会への意見聴取については必要な手続であることを認識しており、許可手続に係る期間短縮、適切な安全確保については、権限委譲も含め北海道及び北海道公安委員会との協議が必要と考えております。 本提案では、火薬類使用許可等に要する期間の短縮という観点で、札幌市の市街化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離など現行法における安全基準を遵守しつつ実施することを条件に、当該エリアでの火薬消費において、同一事例の消費、変更申請等においては許可手続期間の短縮などの柔軟な対応を求めるものであります。 この検討にあたっては、まずは、地元の北海道及び北海道公安委員会との協議により特定エリアでの火薬消費等に係る運用ルールについての協議とより特定エリアでの火薬消費等に係る運用ルールについての協議とより特定エリアでの火薬消費等に係る運用ルールについての協議を行い、今秋までに適切な結論を見出したいと考えます。なお、当該協議にあたっては、制度を所管する経済産業省にも適切な関与をお願いいたします。	D	指定自治体の要望は必要な地元での調整を行うことで実現可能となるため、協議終了。ただし、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、経済産業省は適切な関与を行うこととする。	I
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の 特例 (撮影に係る火薬類 でのででである火薬質 でのである。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい		С		火薬類取締法では、火薬類の使用許可に当たっては、一般公共の安全の維持を任務とし、消費場所周辺における交通状況や他のイベント開催状況等を把握している都道府県公安委員会への意見聴取を必要としている。これに関し、自治体から、都道府県公安委員会への意見聴取に期間を要することが問題であるとの意見があったが、公安委員会への意見聴取は消費場所の周辺の保安を確保するために必要なので、意見聴取の期間について、北海道公安委員会と御相談いただき、自治体において期間短縮の方法を御検討いただきたい。また、許可に要する期間の短縮のために、火薬類取締法の許可制を「届出制への移行」することは、前述の公安委員会による意見聴取の結果を含め、許可権限を有する自治体の判断を経なくても、事業者による火薬類の消費の全性が確保されるとする根拠が不明であるため認められない。一方で、「同一事例の消費」における「即日許可などの柔軟な対応」については、北海道から札幌市への火薬類の消費許可に係る権限委譲を含めて、円滑に許可手続きが進められるような方法を市において検討していただきたい。なお、検討に当たっては、自治体かの回答にあるように、有資格者の帯同や保安距離の確保等、現行の火薬類取締法における安全基準を遵守しつつ実施していただきたい。	d	札幌コンテンツ特区における提案は、特区ならではの特別な映像の撮影環境を提供することで、国内外の映像制作案件の誘致を促進し、地域経済の活性化を図るものです。 ご指摘いただいたとおり、都道府県公安委員会への意見聴取については必要な手続であることを認識しており、許可手続に係る期間短縮、適切な安全確保については、権限委譲も含め北海道及び北海道公安委員会との協議が必要と考えております。 本提案では、火薬類使用許可等に要する期間の短縮という観点で、札幌市の市街化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離など現行法における安全基準を遵守しつつ実施することを条件に、当該エリアでの火薬消費において、同一事例の消費、変更申請等においては許可手続期間の短縮などの柔軟な対応を求めるものであります。この検討にあたっては、まずは、地元の北海道及び北海道公安委員会との協議により特定エリアでの火薬消費等に係る運用ルールについての協議を引い、今秋までに適切な結論を見出したいと考えます。なお、当該協議とあれては、制度を所管する経済産業省にも適切な関与をお願いいたします。	С	指定自治体の要望は必要な地元での調整を行うことで実現可能となるため、協議終了。ただし、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、経済産業省は適切な関与を行うこととする。	I
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に 係る許認が可ンストップ化③ ◆火薬類取締法の特例(撮影に係る火薬類の 情影に係る火薬類取締法の 特別に係権限の係る が要素がある。 新可要件の緩和)							E	指定自治体は、規制の特例措置の要望を取り下げたため協議終了。	IV

総合特区名	整理	提案事項名	提案事項の具体的内容				の提案どお	り総合特区で実施	書面協議】担当省庁の見解(3∕9時点) A−2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議[書面協議] 指定自治体の回答(3/22時点) (a:7解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	内閣府整理(コメント欄)	内閣府整理
WO I IVE I	番号	是太子天日	ICAT AVAITUIT III	提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時 スケジュー ル	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等	(4/3時点)	I ∼IV
札幌コンテンツ 特区	482	撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化④) ◆航空法の特例 (撮影済みフオでの協 空はす安全査(X線) で対す安検査(の緩 和及び窓ロー元化)	も行うして、札幌市長が検査を行う。至港では札幌市長の検査証を提示することで機内持ち込みを可能とする。 ・札幌市長の検査業務は、ロケコーディネート会社 (有償ガイド)などへの民間委託を可とし、財団法人 で港保安事業センターの空港保安研修などの教育 訓練を受けた者を検査員とする。	表書記が 委譲およびワンストップ化④ ◆航空法の特例 (最影済みフィルム に対する空港での創 空保安検査(X線透	抗 課	航空法第86条、第10 0条又は同法第109 条、同法施行規則第 94条及び第210条	С		航空保安検査は、国際的にテロ対策が強化されている中、航空セキュリティの確保のために必要な水準で行うことが求められている。このため、国際的にも航空会社又は空港設置者等の業務上セキュリティの確保に責任を負うべき主体が行っているように、検査対象者からの明確な独立性が担保された者により実施されなければならず、我が国では、航空会社が、事業計画中の「航空機強取等防止措置」の一環として保安検査を実施しているところ。 ご提案のロケコーディネート会社等が行うことは、検査対象者からの独立性が確保されないため適当ではない。 また、ご提案の保安検査方法については、封印後も不法な干渉を受けることがないよう適切な保安検査方法については、封印後も不法な干渉を受けることがないよう適切な保安接査を講じることが必要であり、封印前の確認のみでは保安対策として不十分である。 なお、撮影済みフィルムに対する保安検査方法として、X線検査によらず、感光させないため暗幕を用いた開放検査を行うことも国の規程上認められており、航空会社と調整することにより、現行制度でも対応が可能である。		d	現行制度で対応可能とのことですが、現状は、暗幕を用いた開披検査も事前の相談で断られているケースもあります。現実には保安検査場近辺で暗幕を確保出来ないので別の場所で行う必要があります。このため、保安検査場での検査を受けなくとも、民間に委託して検査を行った検査済証を提示することで機内持ち込みを可能とする提案をしているところであります。 X線検査によらず、感光させないため暗幕を用いた開披検査を行うことについては、その円滑かつ確実な実施について各航空会社に同意いただけるよう、国土交通省におきましてご協力いただきますようお願いいたします。 また、事前検査についてもご検討いただきたく、その責任の所在を札幌市認定のリエゾンオフィサーとし、その保安検査済み確認と違法対策について、国土交通省、札幌市及びFilm Sapporoで共に考えさせていただきたくお願いいたします。		п
札幌コンテンツ 特区	484	撮影等映像制作に 係る許認可手続きの ワンストップ化② ◆自然公園法関係 (撮影に係る園使用計 可等の窓ロー元化)	〈国立・国定公園使用許可窓口の一元化〉 撮影のための国立・国定公園の使用許可申請又 は届出について札幌市が相談を受け、環境大臣若 しくは都道府県知事に直ちに引き継ぐ。	撮影等映像制作に係る許認可手続きのワンストップ化② ◆自然公園法関係 (撮影に係る国立公園・国定公園使用計可等の窓ロー元化 (支笏洞爺国立公園の一部が礼幌市内に位置している)	環境省自然環境局別	自然公園法	①D ②E		平成24年2月28日に行われた札幌コンテンツ特区に係る実務担当者レベル打合せにおいては、①「少人数かつ機材も小型であり工作物も使用しないようなごく小規模な撮影の許可不要」、②「札幌市が認定した有償ガイドが手続きを一元的に行う(調整及び決裁権)」という提案例が示された。その際にも説明のとおり、①工作物を使用しない場合にはそもそも自然公園法の手続きの必要がないこと、②事前の調整は場合によっては認定を受けたガイドが行うことも考えられるが、国立公園の管理については国が直接的に行うべきものであるため、許可が必要な行為を行う場合、その許可行為を自治体である札幌市の認定した有償ガイドが行うことは適当ではない旨返答したところ。そのため、①については現行法令で対応可能であり、②については対応できない。	見 う 丁	d	①は現行制度で対応可能、②は対応できないとのご回答ですが、実際の自然公園の使用 許可にあたっては、窓口による差し戻しにより、許可の日程がずれ込み、撮影の開始が遅 れる事態が生じています。リエゾンオフィサーが使用許可申請について円滑に調整し、映像 制作事業者の要望に迅速に対応するためには、ロケーションに係る国立公園使用許可の 基準や迅速な許可処分を行うための運用方針等が、明確に示されていることが必須と考え ており、検討をお願いいたします。 ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24 年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る国立公園使用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係 る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の な議金の金銭の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内 容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続 的に行わせていただきたいと考えます。	る事例がある旨、札幌市から回答されている。ロケーションに係る国立公園の使用許可基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の大連化等の協議事項について、札幌市より具体的な事例や撃害を示して、札幌市より具体的な事例や撃害を示して、	: 公 許 コ Ⅱ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
札幌コンテンツ 特区	485	特区におけるロケ コーディネートの充 実① ◆有償ガイドを核と したロケーションコー ディネートの新たな 仕組みづくり		コーディネートの充 実① ◆有償ガイドを核と したロケーションコー ディネートの新たな 性組みづくり	省観光庁 観光地域 - 振興部観	通訳案内士法第2条 総合特別区域法第45条2項	3 D		札幌市が提案する「ロケコーディネートや撮影ルール遵守のための監視のほか、査証取得、在留期間更新、撮影許可手続などの代行業務、撮影許可審査業務、撮影済みフィルムの航空保安検査業務」については、通訳案内士法第2条に定める通訳案内士の業務(「外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること」)に該当しないものと考えられる。一方、札幌市の提案中、有償ガイドの業務に係る記述「など」については、文面からはその内容が明らかではないが、仮にロケ地に係る「旅行に関する案内」(通訳案内士法第2条)を、報酬を得て、業として行うことが含まれるのであれば、総合特別区域法第43条2項の規定に基づいて、札幌市において「地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業」を行う必要がある。 ※通訳案内士に限る部分のみ記載。		d	通訳案内士法第2条に定める通訳案内士の業務については、実務者レベル打合せの場において、シナハンやロケハンと呼ばれる制作前段階における監督や撮影スタッフの案内等業務を目的としたものは、観光類似ではあるが余暇としての旅行ではなく、同法の業務に該当せず、一方映像放映後有名になった観光地の案内であれば同法の業務に該当するなど一定の明確化がなされたことから、同法の業務に該当するものについては、ご相談させていきながら「地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業」を行うこととしたいと思います。	に向け、研修内容等について引き続	
札幌コンテンツ特区	487	特区におけるロケコディネートの充実(3) ◆道路運送法の特(信が場所できる) ・「有ででは、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一	ラックの単両物法を特員で177場合にあいては、追 路運送法上の適用から除外し、国土交通大臣への 許可申請や運賃届出を不要とする。	[償で撮影スタッフを	国土交通省自動車	道路運送法第6条	С		自治体は、ロケコーディネーター(以下「ガイド」という。)が最低車両数以上のバス車両を保有することが困難なことを理由として、ロケ地を案内するガイドが貸切バス事業を実施できるように、道路運送法第6条(審査基準)に係る運用(最低車両数)の緩和を希望しているが、最低車両数は輸送の安全を確保する上で必要であり、緩和はできない。 また、天候の影響等による撮影時間の延長により、ロケ地との輸送に従事するバス運転者の拘束時間等が長時間化することが想定されるが、バス運転者には厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下改善基準告示「包事」重整者の労働時間等の改善のための基準(以下改善基準告示」という。)に基づき、拘束時間、休息時間、運転時間について基準が定められており、改善基準告示を超えて運転業務に従事することはできないため、1回の輸送に2人の運転者を従事させる必要も生じることが容易に想定される。単数のガイドでは最低車両数以上のバス車両や改善基準告示を満たせる運転者を確保することが額繋に表したが容易に想定される。単数のガイドでは最低車両数以上のバス車両や改善基準告示を満たせる運転者を確保することが留まではしるガイドの協業化の可能性を検討すべきと考える。さらに、自治体は、ロケ場所の設定等に臨機応変な対応が求められることから、予め営業区域を設定することも日難との理由で、貸切バス事業許可等申請時に事業転者の運行管理や車両の整備管理の確実な実施を図るため、道路運送法第20条において、営業所が存在する営業区域を発地又は着地とする旅客のみを運送することができるとしているものであり、営業区域を発地又は着地とする旅客のみを運送することができるとしているものであり、営業区域規制を緩和することは輸送の安全確保を図る上で困難である。	ζ.	d	貸切バス会社とロケーションコーディネーター会社が保有するバスが本質的に異なる事を留意いただきたいと思います。 撮影の場合、大型バスは機動性から殆ど使用されません。マイクロバスやワゴン車が主流で、機材の固定や衣装棚の運搬等に考慮し、特別に後部ドアを観音開きにしたり、固定器具を装備したり、メイク設備を完備したりとの特殊加工が必要になります。また撮影場所は、観光地だけでなく、地番の無い場所や隠れスポットの場所も多く、一般のバス乗務員では知識を有さないのが現状です。それ故にロケーションコーディネーター会社が緑ナンバーを取得しております。しかし北海道の場合には東京と異なり、零細企業が多いことから指定の台数を保有するまで車両や従業員を確保できる業者は少なく、最低保有台数を一台とする必要があります。また協業のご提案をいただきましたが、撮影行為は、場所や撮影の対象物、出演者等の情報管理が極めて重要であり、また案件毎に利益率や単価も異なることから利益配分の観点からも協業という状況は、困難と思われます。安全確保を第一に考えているのは、国交省と同一ですが、北海道という地発は関策でありまりまで表とさせていただきたくお願いいたします。以上については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、これと平行して個別具体的な内容の調整につきましては、ご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと考えます。	については、事業者による事業実施 の観点から困難な点がある。ロケー	Ē .
札幌コンテンツ 特区		例 (撮影のための歩行 者又は車両等の一	は、有償ガイドに通行規制をさせることを認める。 また、通行禁止、通行制限を実施する道路においては、安全を確保した上で、撮影に必要な範囲で シートベルトの着用義務などを緩和する。	特区におけるロケコーディネートの充実(4) ◆道路交通法の特例(撮影のための歩行者又は車両等の一時的な通衝禁をのがな通常禁官以外の者=有償ガイトに認める。)	京孫庁 交通規制 課	道路交通法第5条、第 77条	D		実務者レベルの打合せにおいて、「有償ガイド」による交通誘導については、一定の条件の下、警察官の補助的な立場で行われることは現行法でも問題ない旨説明し、御理解いただいたものと承知しています。また、シートベルトの着用に関する緩和についても、「道路使用許可の効果で全ての規制が解除されるものではなく、道路交通法に定められているルール以外の方法を含めた撮影を行う場合には、それも含めて審査し、許可している」旨説明し、御理解いただいたものと承知しています。		d	警察官に立会いをしていただけることはむしろ望ましいことです。「リエゾンオフィサー」による交通誘導について、一定の条件の下、警察官の補助的な立場で行うことができる旨ご説明いただいており、この条件等について、引き続き協議させていただきたいと思います。その判断基準としてリエゾンオフィサーが『Film Sapporo』を介した案件を優先するというコンセンサスをいただけますとなお円滑なロケが推進されます。上記のリエゾンオフィサーは他のビル警備や機械警備をするのではなく、撮影に特化して警備を行うものです。また撮影の特性(いつカメラが回っていて、いつならば問題ないか/機材の名称や機材の特性/有名人の扱い)など、一般の警備員が持ち合わせていない知識を必要とすることをご考慮のうえ、『交通規制を伴うロケ撮影を他地域よりも行いやすくする』ルール作りを共に考えさせていただきたくお願いいたします。なお、シートベルトの着用に関する緩和についても、道路使用許可の審査に関する知見を共有する中で、引き続き協議させていただきたいと思います。	マンとしての活用することについて、 具体的な運用体制の構築について 引き続き協議が必要。シートベルトの 着用に関する緩和については、道路	D II

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの IV:一旦協議を終行し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号		事務レベル協議を			国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) Sの提案どおり総合特区で実施 Aー2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 :現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)	E	』と地方の協議【再書面協議】指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	省庁の	内閣府再整理(コメント欄)	内閣府 再整理
	金石	7	実施したもの	対応	実施時期スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等	最新見解	(6/1時点)	I ∼IV
札幌コンテンツ特区	482	撮影等映像制作に 係る許認可権限の 委譲およびワンストップ化④ ・動・輸空法みフィルム (撮対・含空港で透送 で保安検査をの透 視手が窓ロー元化)		D		実務者レベルの打ち合わせの場において、「暗幕を用いた開披検査の円滑かつ確実な実施について協力して 欲しい」とのご提案をいただいているところです。 空港で行われている保安検査の主体は航空会社であり、多くの場合、当該空港に就航している航空会社で構 成される協議会が警備会社と契約し、保安検査を実施しています。 国内定期航空保安協議会が監修した保安マニュアルによれば、お客様が暗幕を持参し、開披検査を希望すれ ば、X線検査によらない検査を可能としており、航空会社にも確認したところ、希望されれば開披検査を実施して いるとの回答を得ているところです。 以上を踏まえ、当方よりご利用する空港の担当者を紹介した上で、貴団体において、直接調整されることを提案 いたします。	а	4月18日の実務者レベル協議を踏まえ、貴省より、「新千歳空港」及び「丘珠空港」の各航空会社の担当者をご紹介をいただき、今後、X線検査によらない撮影済みフィルムの保安検査の実施について協議を進めることとしております。今後、各航空会社との保安検査の運用に係る協議・調整を行いますが、疑義等が生じた場合につきましては、貴省におかれましても適切なるご対応をよろしくお願いいたします。	D	指定自治体の要望は航空会社との調整を 行うことで実現可能となるため、協議終了。	I
札幌コンテンツ 特区	484	撮影等映像制作に 係る許認可手続きの ワンストップ化② ◆自然公園法関係 (撮影に係る国立公 園正公園使用許可等の窓ロー元化)		①D ②E		 ○弊害が生じている事例があるとされているが、示されている事例は国立・国定公園区域外であるなど、具体的な内容が不明瞭。 ○許可の基準は自然公園法において示されている。 ○まずは、提案者である札幌市等が北海道地方環境事務所と、自然公園法の取扱いについて、北海道管内において困っているとされている具体的事例等を相談していただきたい。 ○その上で、自然公園法の制度上の問題点があるのであれば、本省においても相談をお受けする。 	a	4月19日の実務者レベル協議を踏まえ、今後、地元の映像関係者とともに北海道地方環境事務所と自然公園法の取扱いや使用許可基準に関する知見の蓄積、許可手続の迅速化に向けた協議を進め、今秋までに一定の結論を得たいと考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には責省にご協議させていただきたいのでよろしくお願いいたします。	①D ②E	指定自治体は、撮影に係る自然公園の使用に係る許可手続きの迅速化等について、今秋に一定の結論を得ることを目標に、北海道地方環境事務所と個別具体的な協議を行うこと。環境省本省は必要に応じて協議に協力すること。	п
札幌コンテンツ 特区	485	特区におけるロケコーディネートの充実① ◆有償ガイドを核としたロケーションコーディネートの新たな仕組みづくり		D		前回の札幌市からの回答を踏まえ、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業についての相談を受け、調整しているところ。 しかしながら、貴市からの事業計画の中にある他の法令に基づく特例については、貴市において別途規制当局と調整をする必要があるものと認識。 視整をする必要があるものと認識。 そのほか、地域活性化総合特別区域通訳案内士の質の担保をはじめとする事業の円滑な実施に向けて、あらかじめ貴市において関係各所と調整の上、計画を提出されたい。	а	電話、メールでの実務者レベル協議をさせていただき、本提案が別途規制当局と調整を行う必要が無い旨、質の担保をはじめとする事業の円滑な実施に向けて、あらかじめ関係各所と調整を行った旨認識いただいたと理解しております。今後5月末に予定されている総合特区計画の認定申請に向けて、貴庁のご指導の下計画を提出したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。	D	指定自治体の要望は実現可能となったため、協議終了。	I
札幌コンテンツ 特区	487	特区におけるロケコマディネートの充実。 ◆道路運送法の特例(有で撮影とする場所を通路運送法・ ・		С		自治体は、ロケーションに用いる車両の特殊性や運行の特殊性に加え、北海道の場合は零細企業が多く最低車両数や従業員を確保できる業者が少ないことを理由として、最低車両数を1台とする道路運送法第6条(審査基準)に係る運用(最低車両数の緩和を希望しているが、既に札幌市に存在するロケバス事業者は、ロケ用に改装された車両を含め最低車両数の要件を満たしたうえで事業許可を取得し運行している事実がある。他方、「撮影という特殊な環境下での状況を勘案した安全管理ルールを共に考えさせていただきたい」としているが、天候の影響等による撮影時間の延長により、ロケ地との輸送に従事する運転者の拘束時間等が長時間化することや、撮影機材の運搬・ケータリングの手伝い、演者の待機場所としてのバス車両の提供等によって、運転者は体憩時間も十分に確保できなくなることが容易に発定される等、一般の貸切バス運転者より出版しい労働環境となるため、交替運転者を確保する等の必要があるが、そそも零細企業が多く従業員を確保することもできない状況で如何に安全を確保しようと計画しているのかが全く説明されていない。安全確保の観点からは、そのような事業者を無理に貸切バス事業者とすることは、一般的に適当ではないと考えられる。また、自治体は、撮影場所が地番のない場所や隠れスポット的な場所にあり、一般のバス乗務員では知識を有さないため、ロケコーディネーター会社が事業許可を取得しているとしているが、ロケコーディネーター会社が旅客運送事業許可を取得しなくとも、ロケコーディネータがガイドとして同乗することで、撮影場所への案内などは十分に可能と考えられる。加えて、当省がロケバス事業者や小型のバス車両を保有する一般の貸切バス事業者が存在することを前提として行った「実施可能な既存の貸切バス事業者と依頼できない理由は示されていない。以上のような状況を踏まえると、既存のロケバス事業者は現行の基準を満たして事業を行っているにもかかわらずロケコーディネート会社が車両や従業員を確保できない理由、自治体によるロケバス事業者の動実と実効性について適切に説明して頂かなければ、提案内容の実現可能性を再検討することは困難である。	d	本提案は、既に札幌市で事業許可を取得しているロケバス事業者の意見を踏まえたものです。(ロケコーディネート会社にはロケバス事業者も含まれます。)現行制度は観光等の旅客運送を行う一般のバス事業を想定したものと見受けられ、ロケバスを扱う事業者にとっては馴染みにくい性組みとなっています。その一つが最低車両数です。ロケバス事業者としてはロケバスを担め事業規模として適正であったとしても、事業許可を取得するためには、さらに1台ロケバスを存する必要があり、その維持費が経営を圧迫します。たとえ車両保有台数が1台であっても、ドライバーが複数存在すれば安全運行は可能であり、車両保有台数と運行の安全は分けて考えることができるものと思われます。 また、北海道の場合には、一度、ロケ場所に到着したら、基本的には近隣のホテルとロケ場所の移動に留まり、極端に移動距離が狭まります。「長距離移動の日」と「短距離移動トロケ」の日が明らかに区別されており、ロケバスのドライバーについては、ロケ中の大部分は運転ではな代待機時間であり、昼食、夕食時など定期的にケータリングの手伝いに従事しています。このため貴省のご回答のように極端に適酷な労働環境であるとは捉えておりません、これは、待機時間と適時間がはっきりかかるような勤務表、運行管理表を提出することで確認可能と思われますが、そのためにはドライバーの動務体系を柔軟に設定できる仕組みとする必要があろうかと思われます。ただ、本特例は札幌コンテン特区の区域内のみで運用しても十分な効果が得られるものではないため、まずは、地元の北海道運輸局との間で本制度とロケバスを保有するロケーションコーディネート会社の事業についての理解を深めた上で、今後、特区の区域の拡大に合わせて再提案させていただきたくお願いいたします。	С	要望の実現に向けて、指定自治体はロケバスの運行実態について更に整理を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で、秋以降に改めて関係省庁と協議を行うこと。	IV
札幌コンテンツ特区	488	特区におけるロケコーディネートの充実④ ◆道路交通法の特例(撮影のための歩行の表生の事のでは通答をでいる。以下のではでは、以下のでは、以下のある。)		D		実務者レベル打合せ(5月18日)において、改めて現行制度で対応することを確認したところです。今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めていただきたい。	a	5月18日の実務者レベル協議を踏まえ、今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めてまいりたいと考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴省にご協議させていただきたいのでよろしくお願いいたします。	D	指定自治体は、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と協議すること。警察庁は必要に応じて協議に協力すること。	п